



認知症対応型通所介護(共用デイ) サービス利用料金表

すりんの里(サービス提供時間: 7時間以上8時間未満の場合)

R6,6,1~

単位: 円/回

費目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
保険給付一割負担分	①	基本介護費(Ⅱ)	¥484	¥513	¥523	¥542	¥560	¥578	¥598	
	各加算	②	入浴介助加算(Ⅰ)	¥40						
		③	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	¥18						
		④	介護職員等処遇改善加算(新加算)(Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率(17.4%)を乗じた単位数を算定						
	①+②+③+④ 計=(イ)		¥542+④	¥571+④	¥581+④	¥600+④	¥618+④	¥636+④	¥656+④	
保険外負担分	自費分	⑤	食事代(昼食)	¥600(1食につき)						
		⑥	その他の料金	実費						
	⑤+⑥ 計=(ロ)		¥600+⑥							
自己負担合計(イ)+(ロ)		¥1,142+④⑤⑥	¥1,171+④⑤⑥	¥1,181+④⑤⑥	¥1,200+④⑤⑥	¥1,218+④⑤⑥	¥1,236+④⑤⑥	¥1,256+④⑤⑥		

※ 保険給付一割負担分 …………… 基本的には一割負担、九割は介護保険負担となりますが、利用者様の所得金額に応じて、三割負担の方もおられます。

※ 各加算について

②入浴介助加算…………… 通所利用時に入浴された場合に算定。入浴しない時は算定なし。

③サービス提供体制強化加算… 次のいずれかに該当する場合に加算されます。

(Ⅰ) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上、または、介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の場合。

(Ⅱ) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上の場合。

(Ⅲ) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が40%以上、またはサービスを直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の割合が30%以上の場合。

④ 介護職員等処遇改善加算…… 介護職員、その他職員の賃金改善について、規定された賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき、適切な措置を講じた場合に算定。加えて、該当する所定の規定を、適正に実施している場合に算定できる。

